

組 合 員 各 位

大田原市森林組合  
代表理事組合長 須藤 義朗

公印  
省略

平成 28 年度通常総代会決議事項等のご通知

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の業務につきましては、平素格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合第 37 回通常総代会を去る 6 月 7 日大田原市森林組合大会議室において開催し、下記議案を提出いたしました。いずれも原案のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

つきましては、当組合の平成 28 年度における業務の概況および平成 29 年度業務運営の基本方針等につきましては、別冊「総代会資料」のとおりでございますので、ご高覧下さいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

- 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表の承認について  
別記決算関係書類のとおり。
- 第 2 号議案 平成 29 年度事業計画の設定について  
別記事業計画書のとおり。
- 第 3 号議案 平成 29 年度役員報酬の決定について  
(1) 理事の報酬年額を 6,370,000 円以内とし、各理事の額は理事会に一任する。  
(2) 監事の報酬年額を 620,000 円以内とし、各監事の額は監事の協議に一任する。  
役員報酬の支給方法については理事会に一任する。
- 第 4 号議案 平成 29 年度賦課金の額、徴収時期、徴収方法について及び森林整備（造林）補助金取扱手数料の決定および徴収について  
(1) 賦課金は平等割 1 組合員当り 500 円、面積割 ha 当り 300 円とし、10 月末日までに大田原市森林組合指定取引各金融機関において口座振込、口座振替、又は現金にて徴収する。  
(2) 森林整備（造林）補助金取扱手数料は、森林整備（造林）補助金額の 9%とし、森林整備（造林）補助金の交付時に徴収する。  
ただし、代理申請に限る。

- 第 5 号議案 1 組合員に対する貸付金額の最高限度の決定について  
(ただし、森林組合財務処理基準令第 3 条の規定に基づく農林水産大臣の指定する貸付金の額を除く)  
1 組合員に対する貸付金額の最高限度額を金 100 万円と決定する。
- 第 6 号議案 平成 29 年度内における借入金の最高限度の決定について  
借入金最高限度を 12,000 万円と決定する。
- 第 7 号議案 1 組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度および平成 29 年度内における債務保証の最高限度の決定について  
1 組合員に対する債務保証の最高限度額を 50 万円とし、平成 29 年度内における債務保証の最高限度額を 500 万円とする。
- 第 8 号議案 余裕金の預け入れ先の決定について  
株式会社足利銀行黒羽支店、那須信用組合黒羽支店、烏山信用金庫黒羽支店、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行に決定する。
- 第 9 号議案 森林保険への加入推進について  
(1) 役職員所有の林分については森林保険に率先加入する。  
(2) 森林整備(造林)補助事業および各種事業を実施した林分については森林保険に加入する。  
(3) 市町村等公有林については、地方財政措置を踏まえての森林保険加入を推進する。  
(4) 満期到来契約林分については、継続加入率向上を図る。
- 第 10 号議案 定款変更及び付属森林経営事業実施規程の廃止について  
別記のとおり承認を得る。
- 第 11 号議案 林地処分事業実施規程・森林経営規程の策定及び共同施業規程の変更について  
別記のとおり承認を得る。
- 第 12 号議案 「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」への取り組みについて  
別記のとおり承認を得る。
- 第 13 号議案 「森林・林業・山村未来創造運動」及び中期経営計画への取り組みについて  
別記のとおり承認を得る。
- 附 帯 決 議 本日決議事項中、権利義務に関係しない字句の修正、その他軽微な事項の修正等については、組合長に一任する。